

### 保険課からのお知らせ

## 国民年金保険料を納めることが 難しいときはご相談ください

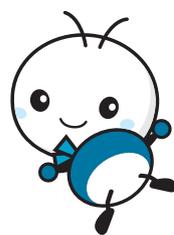
国民年金には、経済的な事情や災害などで保険料を納めるのが困難な人のために、保険料の納付免除または猶予される制度があります。保険料を未納のままにすると年金受給に影響がありますので、納付に困ったときはご相談ください。

#### ▼免除制度納付が困難な人

該当する人が届け出ることによって免除となる「法定免除」と申請して承認された場合に免除となる「申請免除」があります。  
申請免除は、所得に応じて保険料の（全額、4分の1、半額、4分の3）が免除となります。

#### ▼若年者納付猶予制度

（20歳以上30歳未満の人）  
同居している世帯主の所得にかかわらず、本人と配偶者の所得が一定基準以下の人は、申請して承認された場合には保険料の納付が猶予されます。承認期間は原則7月から翌年の6月までです。



#### ▼学生納付特例制度(学生)

本人の前年所得が一定基準以下の学生は、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。承認期間は、原則4月から翌年3月までです。

※免除、猶予、特例を承認する際には前年（平成22年中）の所得などが基準となりますので必ず所得の申告を行ってください。（所得、課税（非課税）証明書は1月1日現在の住所または居住地であった市区町村で交付されます）

#### 【申請手続】

市役所保険課 お近くの各庁舎窓口、各行政サービスセンター、または日本年金機構彦根年金事務所で行ってください。

お問い合わせ 市民部 保険課（近江庁舎）国民年金担当 ☎52-6922 ☎52-8730  
日本年金機構彦根年金事務所 ☎0749-23-1114

### 米原市 水道運営審議会委員・ 下水道事業審議会委員のご紹介

市の水道事業および下水道事業の運営などについて、市長の諮問に応じて必要事項を調査審議していただく委員のみなさんをご紹介します。

任期は平成23・24年度の2年間です。

（敬称略）

米原市 水道運営審議会委員	米原市下水道事業 審議会委員
三田村 緒佐 武	矢野 邦 昭
伊 富 貴 務	伊 富 貴 務
古 澤 宏 之	吉 田 周 一 郎
山 川 静 子	坂 井 一 繁
林 美 津 雄	足 立 省 一
石 田 育 男	谷 村 秀 子
高 橋 利 子	田 中 佐 智 代
野 原 友 美 子	児 玉 恵 子

☎ 土木部 上下水道課（近江庁舎） ☎52-6923 ☎52-4858

### 国民健康保険運営協議会委員の ご紹介

国民健康保険事業の運営に関し重要な事項について、審議・提言を行っていただく国民健康保険運営協議会の委員のみなさんをご紹介します。

任期は平成23・24年度の2年間です。

（敬称略）

被保険者を代表する委員			
前 田 高 司	相 宗 久 美	小 澤 勝 巳	筒 井 良 子
保険医または保険薬剤師を代表する委員			
加 賀 井 和 幸	伊 藤 誠 紀	山 根 史 考	竹 下 幸 雄
公益を代表する委員			
山 中 茂 樹	和 田 登 美 子	吉 川 英 治	若 林 初 子
被用者保険等保険者を代表する委員			
森 良 和	東 野 弘	八 田 林 一 郎	

☎ 市民部 保険課（近江庁舎） ☎52-6922 ☎52-8730